

次期総合計画の策定について

令和 8 年 10 月 2 日
政 策 企 画 部

令和 4 年 10 月に、本県の総合計画として、おおむね 10 年先の三重の姿を展望した長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」（以下「ビジョン」という。）と、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の中期戦略計画である「みえ元気プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

現行の総合計画を策定して以降、国内外の社会経済情勢など本県を取り巻く状況は目まぐるしく変化していることから、時代潮流と現状認識をふまえ、長期構想であるビジョンの見直しを行うとともに、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間の計画期間とする次期総合計画を策定します。

1 次期総合計画の構成案について

(1) 基本的な考え方

- ・ 現行の総合計画を策定以降、人口減少の加速や国際情勢・経済情勢の不安定化、自然災害の激甚化・頻発化、AI などの技術革新などさまざまな変化が発生しており、時代潮流をふまえた対応が必要となっています。
- ・ 人口の減少だけでなく、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり生産年齢人口が急激に減少するなど、人口構造の変化が生じる 2040 年頃を展望する必要があります。
- ・ なお、2040 年頃まで約 15 年あることや、社会変化のスピードが速く不確実性が高いことをふまえ、現行の長期構想と中期戦略計画の二本立てで構成していた形を見直し、次期総合計画では、長期構想と中期戦略計画を分けず、2040 年頃を展望し、バックキャストの視点により、今後 5 年間の取組を示す計画として策定します。

(2) 現行の総合計画との比較

現行の総合計画	次期総合計画
■長期構想「強じんな美し国ビジョンみえ」 【期間】 令和 4 年からおおむね 10 年先 (令和 13 年頃) 【構成】 (1) おおむね 10 年先の展望 (2) 基本理念 (3) 政策展開の基本方向と政策 (4) 県政運営にあたっての基本姿勢	【期間】 令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間 【構成案】 序 章 現行総合計画の振り返り 第 1 章 長期展望 (1) 2040 年頃の展望 (2) 基本理念 第 2 章 総合計画 (1) 計画の位置づけ (2) 政策展開の基本方向と政策・施策 (3) 政策横断的に取り組む重点テーマ (4) 行政運営 (5) 行財政改革の取組 (6) 計画の進行管理
■中期戦略計画「みえ元気プラン」 【期間】 令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間 【構成】 (1) みえ元気プランでめざす三重県(2026 年の見通しとめざす姿、取組方向) (2) みえ元気プランで進める 7 つの挑戦 (3) 政策・施策 (4) 行政運営 (5) 計画の進行管理	

2 構成案の概要 ※詳細は資料 1-2 のとおり

序 章 現行総合計画の振り返り 【資料 1-2 : P3】

次期総合計画の策定にあたって、現行ビジョン策定以降の状況の変化や、各施策の取組の成果と課題の検証をふまえ、現行の政策体系における 16 の政策ごとに、中間案において振り返りを行います。

第 1 章 長期展望

第 1 節 2040 年頃の展望 【資料 1-2 : P4～9】

さまざまな統計データや国の動向等を参考にしながら、2040 年頃の国内・県内の将来を可能な限り見通すとともに、めざす姿を描きます。

第 2 節 基本理念 【資料 1-2 : P10】

現行ビジョンにおける基本理念である「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現は、普遍性が高いものであり、時代の変化にも変わることのない考え方であると認識していますが、今後の議論をふまえながら、見直しも含め検討し、中間案において整理することとします。

また、基本姿勢についても、より相応しいものとなるよう必要な見直しを検討し、中間案において整理することとします。

第 2 章 総合計画

第 1 節 計画の位置づけ 【資料 1-2 : P11】

計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの 5 年間とします。

第 2 節 政策展開の基本方向と政策・施策 【資料 1-2 : P11】

現行プランにおける各施策の取組の成果と課題の検証を行うとともに、2040 年頃の展望などをふまえ、次期総合計画の計画期間の最終年度である 2031（令和 13）年度末時点の目標を示します。（※資料 1-2 別冊）

なお、新しい政策体系については、現行総合計画の検証が必要であることから、議会からの意見や、外部有識者会議における議論などもふまえ、中間案において整理することとします。

第 3 節 政策横断的に取り組む重点テーマ 【資料 1-2 : P12】

県政運営上の喫緊の課題であり、個別の施策や政策分野の枠を越え、横断的に取り組むべき課題を「政策横断的に取り組む重点テーマ」として位置づけ、部局の枠を越えて一体的に取組を推進します。

【テーマ案】

- ① 防災・減災 ② 次代を担う人づくり ③ 人口減少対策 ④ 外国人政策
- ⑤ 人材確保対策 ⑥ GXの推進 ⑦ 県の魅力のプロモーション
- ⑧ 南部地域の活性化 ⑨ 交通・インフラ

第4節 行政運営 【資料 1-2 : P12】

第2章第2節で示す施策の取組に準じて、行政運営の取組の成果と課題についても整理・検証する（※資料 1-2 別冊）とともに、引き続き、施策の推進を支援する行政運営の取組を政策体系と同様、中間案において整理することとします。

第5節 行財政改革の取組 【資料 1-2 : P13】

限られた人員においても、質の高い行政サービスを持続的に提供できる体制の構築に向けた取組を検討し、中間案において整理することとします。

第6節 計画の進行管理 【資料 1-2 : P13】

次期総合計画において設定する目標の達成に向けて、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づく、的確な進行管理を行うこととし、その仕組みについては、次期総合計画の策定に合わせて、必要な見直しを検討します。

また、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、毎年度の県政レポートにより、取組を検証・総括し、計画期間中であっても必要に応じて計画を見直します。

3 策定スケジュール（案）

令和8年10月2日	次期総合計画の構成案の説明
令和9年2月	次期総合計画の中間案の説明
令和9年6月又は9月	次期総合計画の最終案の説明
令和9年9月又は11月	議案（成案）の提出